

福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針(1次及び2次)について

- 原子力損害賠償紛争審査会が、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の判定等のための指針として策定。
- 被害者の迅速・公平・適正な救済の必要性を踏まえ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針を策定。
- 第一次指針(4月28日)は政府指示等に伴う損害、第二次指針は5月末時点で追加的に整理可能な事項を追加。
- 指針の対象とされなかった損害も含め、7月頃には原子力損害の全範囲を中間指針として取りまとめる予定。

地域的分類

時 間 的 分 類	I 避難指示(20km圏内)、屋内退避指示(20~30km圏内)、計画的避難区域等	II 航行危険区域(30km圏内)	III 出荷制限等区域	IV 指示・制限等の対象外地域
事 故 発 生 し 指 示 ・ 制 限 等 の 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難、一時立入費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等に伴う費用(交通費、宿泊費等)</li> </ul> </li> <li>○営業損害(農林水産業、製造業等事業一般)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業、取引等の減収分</li> <li>・商品廃棄費用、拠点の移転費等の追加的費用</li> </ul> </li> <li>○就労不能等に伴う給与等の減少</li> <li>○財物価値の喪失又は減少等</li> <li>○検査費用(人、物)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被ばくの検査費用</li> <li>・商品の汚染検査費用</li> </ul> </li> <li>○生命・身体的損害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等</li> </ul> </li> <li>○避難等に伴う精神的損害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の避難等によって生じる精神的苦痛</li> </ul> </li> </ul> <p>※今後、更なる検討が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等に伴う精神的損害の具体的な算定方法</li> <li>・代替性のない部品等の取引不能によるいわゆる間接損害</li> <li>・地方公共団体の財産的被害等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業損害(漁業者、海運業者、旅客船事業者等)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業困難による減収分</li> <li>・航路迂回による費用増加分</li> </ul> </li> <li>○就労不能等に伴う損害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労不能の場合の給与等の減収</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業損害(農林漁業者等)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷、作付、放牧等制限指示による減収分</li> <li>・商品廃棄費用等の追加的費用</li> </ul> </li> <li>○就労不能等に伴う損害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労不能の場合の給与等</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ※対象となる出荷制限等の範囲                      ・政府の出荷制限指示                      ・地方公共団体等が合理的な理由に基づき行う自粛要請等                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難費用</li> <li>○いわゆる「風評被害」(農林水産業、商工業、観光業等)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業損害、検査費用(物)等</li> </ul> </li> </ul> <p>【「風評被害」の一般的基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。</li> <li>・原則として損害と認める類型を指針化(2次指針では以下のもの)</li> </ul> <p>【農林漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも出荷制限区域(本年4月末まで)が出されたことがある区域で産出されたもの。</li> <li>・農林産物(食用のみ、畜産物除く)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県(一部)</li> </ul> </li> <li>・畜産物(食用のみ)、水産物(食用のみ)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→福島県、茨城県</li> </ul> </li> </ul> <p>【観光業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも福島県の観光業</li> </ul> <p>【その他の業種】(今後検討)</p> <p>食品、金融、製造業、サービス業、小売・卸売業、中小企業、建設・不動産、水道事業(上水道、下水道)、運輸・物流、医療・福祉等、学校・スポーツ・文化、情報通信等</p>
限 指 示 ・ 制 限 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰宅費用(交通費等)</li> <li>○検査費用(人、物)</li> <li>○財物価値の喪失又は減少等</li> <li>○営業損害等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業損害</li> <li>○検査費用(物)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業損害                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・解除後にも生じる減収分等</li> </ul> </li> <li>○検査費用(物)等</li> </ul>	<p>【その他の業種】(今後検討)</p> <p>食品、金融、製造業、サービス業、小売・卸売業、中小企業、建設・不動産、水道事業(上水道、下水道)、運輸・物流、医療・福祉等、学校・スポーツ・文化、情報通信等</p>

「東京電力（株）福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等  
に関する第二次指針」（概要）

第一次指針(本年4月28日策定)の対象外の事項のうち、現時点で追加可能な事項を整理。

①政府による避難等の指示に係る損害

[損害項目]

注:【1次検討】第一次指針で対象となっているものの  
具体的内容について今後検討とされた項目  
【2次追加】第二次指針での追加項目

1. 警戒区域(20km 圏内)への一時立入費用、避難指示等解除後の帰宅費用【2次追加】

2. 避難等生活による精神的損害【2次追加】

○長期間の避難等生活による精神的損害を賠償すべき損害と認定。

3. 避難費用と避難等生活による精神的損害の損害額算定方法【1次検討】

○第一次指針において平均的費用を支払うこととしていた避難費用について、一次避難(避難所)、二次避難(旅館・ホテル等)等の避難状況の実態に則し、原則実費とする。

○避難生活の態様と精神的苦痛の大きさを類型化して一定額を算定。類型化と具体的な額の算定方法については今後検討。(※論点として提示された類型化案)

※①体育館等避難所 > ②仮設住宅・賃貸マンション等 > ③旅館・ホテル等 ≧ ④屋内待避

②政府等による出荷制限指示等に係る損害【2次追加】

[損害項目]

1. 出荷制限指示等の対象品目の作付断念に係る損害

2. 出荷制限指示等の解除後の損害

3. 政府等による作付制限指示、放牧及び牧草等給与制限指導等による損害

③いわゆる風評被害【2次追加】

1. 一般的基準

○賠償すべき損害と認める一般的基準は、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般的な人を基準に合理的な場合。

○①原則として損害と認める類型と②個別に検証する類型とに分け、第二次指針では農林漁業及び観光業について①に該当する類型を提示(それ以外も今後検討)。

2. 農林漁業の「風評被害」

[対象品目・区域] 少なくとも出荷制限指示等(本年4月まで)の出されたことがある区域において産出されたもの(農林漁業者による出荷自粛等も含む)

○農林産物(畜産物を除き、食用に限る)

→福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(一部)

○畜産物(食用に限る)→福島県、茨城県

○水産物(食用に限る)→福島県、茨城県

3. 観光業の「風評被害」

[対象区域] 少なくとも福島県における観光業。ただし、損害額の有無及び算定に当たっては、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込み等にも留意。

「東京電力（株）福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等  
に関する第一次指針」（概要）

I. 第一次指針の位置付け等

- 被害者の迅速な救済を図るため、蓋然性の高いものから順次指針として提示することとし、今般、第一次指針を策定。
- 第一次指針で対象とされなかった損害項目、範囲についても、今後検討。
- 迅速な賠償のため、一定期間毎の支払い方法等についても言及。

II. 第一次指針の概要

①政府による避難等の指示に係る損害

[対象区域] 避難(20km 圏内)、屋内待避(20～30km 圏内)、計画的避難(20km 以遠の累積線量が 20mSv/年に達するおそれのある区域)等の政府指示が出された区域

[損害の範囲]

1. 検査費用（人）

- 避難等対象者が、被曝による身体への影響の有無を確認する目的で受けた検査につき支出した検査費用

2. 避難費用

- 避難等対象者が負担した交通費、宿泊費等（※実費賠償が原則だが、一定金額を支払う方法の場合に用いる平均的損害額については、第一次指針後早急に検討。）

3. 生命・身体的損害

- 避難等を余儀なくされたための傷害、健康状態悪化、疾病あるいは死亡による逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

4. 精神的損害

- 避難等を余儀なくされたことにより、正常な日常生活の維持・継続が長期間著しく阻害されたことによる精神的苦痛については認められる余地があり、今後、判定基準や算定要素を検討。

5. 営業損害

- 事業の不能等により現実に減収のあった営業、取引等の減収分（原則として逸失利益）
- 事業への支障による、またはそれを避けるために負担した追加費用（商品、営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用等）

6. 就労不能等に伴う損害

- 対象区域内に住居又は勤務先がある労働者について、避難等により就労が不能となった場合（解雇を含む）の給与等の減収分

#### 7. 検査費用（物）

- 対象区域内にあった商品を含む財物について、①安全確認のための検査費用、②取引先等の要求等による検査費用

#### 8. 財物価値の喪失又は減少等

- 財物（動産及び不動産）につき、避難等による管理の不能等や放射性物質への曝露により現実に喪失又は減少した価値及びこれに伴う追加費用

### ②政府による航行危険区域設定に係る損害

[対象区域] 海上保安庁による航行危険区域（30km 圏内）の設定に伴う損害

[損害の範囲]

#### 1. 営業損害

- 漁業者が対象区域内で操業できなかったことによる減収分
- 内航海運業者が航路を迂回したことに伴う費用増加分

#### 2. 就労不能等に伴う損害

- 対象区域内で操業が不能等となった漁業者または内航海運業者等の経営状態悪化のため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等となった場合（解雇を含む）の給与等の減収

### ③政府等による出荷制限指示等に係る損害

[対象区域及び品目] 差し当たって、政府による出荷制限指示または地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷または操業自粛要請（生産者団体が政府または地方公共団体の関与の下で合理的理由に基づき行う場合を含む）があった区域及びその対象品目

※第一次指針の対象とならなかった区域及び品目については、引き続き検討

[損害の範囲]

#### 1. 営業損害

- 農林漁業者が政府等による出荷制限指示等による出荷または操業の断念を余儀なくされて生じた減収分、追加的費用（商品の廃棄費用等）
- 対象品目を仕入れた流通業者が、政府等による出荷制限指示等により、当該品目の販売等の断念を余儀なくされて生じた減収分

#### 2. 就労不能等に伴う損害

- 政府等による出荷制限等により、対象品目を生産する農林漁業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等となった場合の給与等の減収